

～アイドリングストップできれいな空に～

停車時は
必ずエンジンを切りましょう



アイドリングストップは「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で義務付けられています。

自動車の運転者は、駐車時にアイドリング・ストップをしなければなりません。

自動車を使用する事業者や、駐車場管理者は、運転者にアイドリング・ストップを指導しなければなりません。特に、500平方メートル以上の駐車場を管理している方は、看板、放送、チラシなどにより、アイドリング・ストップをするよう知らせなければなりません。

正当な理由がないのにアイドリング・ストップを守らない事業者や運転者に対しては、必要な措置を講じるよう、市町村長が勧告することがあります。

注)横浜市、川崎市においては、独自の条例を制定しているため、それぞれの市にお問い合わせください。

なぜアイドリング・ストップをするの？

▶ 自動車の排ガスには、窒素酸化物（ NO_x ）や浮遊粒子状物質（SPM）など、私たちの健康に悪影響を与える物質が含まれています。
また、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。

自動車の排出される二酸化炭素（ CO_2 ）は、地球温暖化の原因となります。

アイドリング時の悪臭・騒音が近隣の方の迷惑になります。

こんなときにはアイドリング・ストップを！



▶ エンジン始動時の暖機運転が長くなったとき

荷物の積卸しのとき

買い物などで自動車から離れるとき

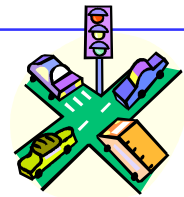
人（客）待ちのとき

休憩のとき

その他、場所や気候などまわりの状況をみながら、できるだけ無用のアイドリングをやめましょう

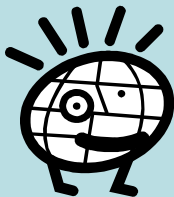
このような場合は、アイドリング・ストップの対象から外れます。

- 信号待ちや人の乗降など短時間の停車をする場合
- 緊急用自動車を緊急用務のために使用する場合
- 冷凍車やミキサー車などの動力として使用している場合
- 法令の規定や警察官の命令、又は危険を防止するため停止する場合
- その他、エンジンを停止できないことがやむを得ないと認められる場合



アイドリング・ストップの効果は？

おサイフにも
やさしいんだね！



10分間のアイドリングで、130mL程度の燃料を浪費します。
仮に毎日10分間のアイドリング・ストップに取り組むと、
1年間で約47Lの燃料の使用を削減できます。

その結果・・・ CO_2 排出量が110kgも削減できます。
（杉の木約8本が1年間に吸収する CO_2 量に相当）

さらに・・・燃料代が7,000円も節約できます。
（燃料の単価を1L=150円として計算）

▶ 問い合わせ先：神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課大気環境グループ
Tel. 045-210-4180（直通）